

精神保健福祉士

実施: 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター（厚生労働大臣指定試験機関）

合格＝資格保持者ではありません。登録・交付の手続きを終えてはじめて名乗る／業務に使うことができます。
必要書類の様式・提出先・受付方法は都道府県や単位会で異なるため、下の公式ページで必ずご確認ください。

手続きの流れ

- ☐ 1. 登録が必須なことを確認する
- 精神保健福祉士は名称独占の国家資格です。登録簿への登録を受けなければ「精神保健福祉士」の名称を使用できません。登録は公益財団法人 社会福祉振興・試験センターが行います。
- <https://www.sssc.or.jp/touroku/shinki.html>
- 確認済み（2026/7/25）
- ☐ 2. 登録申請書を提出し、手数料等を納める
- 登録申請書を提出し、登録免許税15,000円（収入印紙）と登録手数料4,050円を納付します。必要書類・様式は試験センターの案内に従います。
- <https://www.sssc.or.jp/touroku/shinki.html>
- 確認済み（2026/7/25）
- ☐ 3. 登録証の交付を受ける
- 申請書に不備がなければ、約1か月半で登録証が発送されます。
- <https://www.sssc.or.jp/touroku/shinki.html>
- 確認済み（2026/7/25）

手続きの記録

申請書を提出した日		提出方法（窓口／郵送／オンライン）	
納めた金額の合計		追跡番号・受付番号	
登録証・免許証が届いた日		問い合わせ先の電話番号	

本シートは公式ページと照合して整理していますが、最新性・正確性を保証するものではありません。要件・金額・提出先は改定されることがあります。
お手続きの前に必ず各公式サイト・各都道府県／単位会でご確認ください。Qualor は登録手続きの代行や完了の保証、法的な判断を行いません。
発行: Qualor（qualor.net）／2026年8月28日 時点 <https://qualor.net/exams/seishin-hoken-fukushishi>